

生活福祉資金貸付制度の実施状況

| 資金種類 | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | |
|---------------------|--------|------------|--------|------------|---------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|
| | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) |
| 福祉資金 (福祉費) | 4,115 | 33.4 | 5,066 | 39.3 | 4,782 | 31.3 | 4,387 | 24.7 | 4,359 | 22.1 | 4,404 | 19.7 | 4,086 | 18.3 |
| 福祉資金 (緊急小口資金) | 15,590 | 13.3 | 21,376 | 18.6 | 81,597 | 106.7 | 11,101 | 8.5 | 9,253 | 7.0 | 8,837 | 6.6 | 8,730 | 6.5 |
| 教育支援資金 | 13,139 | 93.0 | 14,287 | 99.7 | 14,047 | 94.0 | 14,113 | 94.8 | 14,215 | 90.1 | 14,775 | 95.1 | 14,621 | 93.1 |
| 総合支援資金 (H21.10～) | 26,353 | 178.7 | 41,344 | 262.2 | 18,320 | 103.2 | 9,920 | 51.1 | 4,656 | 18.5 | 3,133 | 11.5 | 2,057 | 6.7 |
| 離職者支援資金 (～H21.9) | 1,960 | 24.1 | | | | | | | | | | | | |
| 不動産担保型生活資金 | 371 | 36.7 | 358 | 36.5 | 321 | 29.6 | 368 | 32.6 | 320 | 30.0 | 332 | 34.6 | 288 | 27.8 |
| 計 | 61,528 | 379.2 | 82,431 | 456.3 | 119,067 | 364.8 | 39,889 | 211.8 | 32,803 | 167.8 | 31,481 | 167.5 | 29,782 | 152.4 |

※平成23年度の福祉資金及び緊急小口資金については、東日本大震災の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。

なお、東日本大震災における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は71,010件、貸付金額は約100.0億円となっている。

臨時特例つなぎ資金貸付制度の実施状況

| 資金種類 | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | |
|------------------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|
| | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) | 件数 | 金額 (億円) |
| 臨時特例つなぎ 資金(H21.10～) | 5,240 | 4.9 | 6,933 | 6.5 | 3,239 | 2.9 | 2,182 | 1.9 | 1,100 | 0.9 | 824 | 0.6 | 534 | 0.3 |

※生活福祉資金と臨時特例つなぎ資金は別制度に位置付けられているため、会計が別途設けられている。

生活福祉資金都道府県別貸付決定件数及び金額

| NO. | 都道府県 | 平成26年度 | | 平成27年度 | |
|-----|------|--------|----------------|--------|----------------|
| | | 貸付決定件数 | 貸付決定金額 (千円) | 貸付決定件数 | 貸付決定金額 (千円) |
| 1 | 北海道 | 762 | 534,986 | 523 | 348,412 |
| 2 | 青森県 | 321 | 119,629 | 243 | 104,403 |
| 3 | 岩手県 | 1,436 | 898,115 | 1,190 | 778,885 |
| 4 | 宮城県 | 123 | 76,006 | 88 | 46,411 |
| 5 | 秋田県 | 245 | 88,421 | 212 | 108,363 |
| 6 | 山形県 | 757 | 443,296 | 639 | 246,103 |
| 7 | 福島県 | 423 | 112,580 | 453 | 114,826 |
| 8 | 茨城県 | 129 | 97,680 | 113 | 46,416 |
| 9 | 栃木県 | 147 | 109,799 | 135 | 77,064 |
| 10 | 群馬県 | 963 | 247,108 | 818 | 177,895 |
| 11 | 埼玉県 | 669 | 480,539 | 545 | 362,631 |
| 12 | 千葉県 | 2,051 | 982,462 | 1,983 | 895,276 |
| 13 | 東京都 | 3,249 | 3,666,538 | 3,119 | 3,660,758 |
| 14 | 神奈川県 | 1,244 | 721,325 | 1,304 | 554,367 |
| 15 | 新潟県 | 367 | 104,846 | 207 | 66,695 |
| 16 | 富山県 | 257 | 35,559 | 267 | 42,553 |
| 17 | 石川県 | 354 | 95,020 | 332 | 89,011 |
| 18 | 福井県 | 157 | 43,875 | 141 | 27,365 |
| 19 | 山梨県 | 28 | 5,954 | 21 | 18,681 |
| 20 | 長野県 | 199 | 68,445 | 188 | 60,188 |
| 21 | 岐阜県 | 473 | 75,977 | 412 | 72,422 |
| 22 | 静岡県 | 472 | 119,543 | 596 | 162,169 |
| 23 | 愛知県 | 272 | 250,670 | 293 | 260,490 |
| 24 | 三重県 | 588 | 144,226 | 516 | 118,268 |
| 25 | 滋賀県 | 622 | 399,178 | 508 | 311,044 |
| 26 | 京都府 | 2,344 | 955,939 | 2,195 | 785,760 |
| 27 | 大阪府 | 3,434 | 2,010,670 | 3,593 | 2,018,274 |
| 28 | 兵庫県 | 1,571 | 627,598 | 1,474 | 471,157 |
| 29 | 奈良県 | 346 | 85,598 | 391 | 108,099 |
| 30 | 和歌山県 | 77 | 42,511 | 80 | 54,601 |
| 31 | 鳥取県 | 215 | 56,166 | 128 | 32,766 |
| 32 | 島根県 | 188 | 90,614 | 209 | 91,260 |
| 33 | 岡山県 | 56 | 26,750 | 62 | 29,840 |
| 34 | 広島県 | 257 | 122,642 | 203 | 61,460 |
| 35 | 山口県 | 112 | 49,985 | 187 | 49,271 |
| 36 | 徳島県 | 165 | 146,425 | 138 | 75,716 |
| 37 | 香川県 | 269 | 25,294 | 259 | 26,782 |
| 38 | 愛媛県 | 284 | 122,420 | 240 | 96,112 |
| 39 | 高知県 | 198 | 81,484 | 133 | 42,057 |
| 40 | 福岡県 | 2,786 | 1,203,882 | 2,872 | 1,417,348 |
| 41 | 佐賀県 | 6 | 7,675 | 10 | 1,177 |
| 42 | 長崎県 | 524 | 351,492 | 634 | 476,728 |
| 43 | 熊本県 | 123 | 53,515 | 102 | 80,749 |
| 44 | 大分県 | 654 | 112,429 | 727 | 126,548 |
| 45 | 宮崎県 | 522 | 286,690 | 196 | 60,709 |
| 46 | 鹿児島県 | 315 | 78,985 | 292 | 110,190 |
| 47 | 沖縄県 | 727 | 290,829 | 811 | 270,640 |
| | 合計 | 31,481 | 16,751,370 | 29,782 | 15,237,940 |

生活福祉資金貸付事業の平成29年度における補助基準額（案）

1. 基本的な考え方

- 事務費の算出については、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を設定し、各都道府県における適正な事務費の配分とする。
なお、補助基準額を超過する場合の経過措置基準額は据え置くこととする。

2. 補助基準額(案)

| 都道府県ごとに以下の合計額を補助基準額とする。 | | 補助基準額(案) |
|-------------------------|---------------|----------|
| | 基本事業費 | 1千万円 |
| | 貸付件数 1件当たり事業費 | 2万6千円 |
| | 償還件数 1件当たり事業費 | 2万6千円 |

※ 本事業の補助率は1/2であるため、上記補助基準額の1/2が国庫補助額となる。

※ 貸付件数、償還件数の実績は、「生活福祉資金貸付事業の実施状況等調」報告に基づく平成27年度実績、または平成28年度見込みにより算定。

3. 経過措置

上記2で算出した補助基準額で事業を実施できない場合は、平成28年度に経過措置を適用していた自治体に限り、経過措置として以下の①または②のいずれか高い方の額が国庫補助額となるよう基準額を設定して差し支えない。

- ① 平成27年度経過措置額（平成27年度基準額と平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金における生活福祉資金貸付事業費（国庫補助1/2分）の交付決定額を比較して、1割以上の減額となる場合は、平成26年度の交付決定額の9割の額）と上記2で算出した基準を比較して、1割以上の減額となる場合は、平成27年度経過措置額の9割の額
- ② 平成27年度経過措置額（平成27年度基準額と平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金における貸付事業費（国庫補助1/2分と定額分の合計額）の交付決定額を比較して、3割以上の減額となる場合は、平成26年度の交付決定額の7割5分の額）と上記2で算出した基準を比較して、3割以上の減額となる場合は、平成27年度経過措置額の7割5分の額

※ 上記の基準は、平成29年度における基準であり、平成30年度以降は、事業の運営状況の分析を行った上で再度検討を行う予定。

市区町村社協の体制整備等に係る平成29年度における対応（案）

1. 基本的な考え方

- 市区町村社協の体制整備に係る事務費については、基金廃止の経過措置として実施している貸付原資の取り崩しを、平成29年度においても継続する。
- 原資の取崩しに当たっては、以下の基準を設定する。なお、取崩し基準額によりがたい場合の個別協議は実施しない。

2. 取崩し基準(案)

- 貸付原資の取崩しの上限額は償還金収入実績の3割までとし、各都道府県における平成26年度の基金事業の執行実績の1/2と償還指導等に要する経費（定額分）の平成26年度の実績をあわせた額を目安とする。

※ 取崩額については、国に報告することとする。

※ 償還金収入の実績は、平成27年度実績、または平成28年度見込みにより算定。

※ 上記の基準は、平成29年度における基準であり、平成30年度以降の取り扱いについては、それらの状況を勘案するとともに、今後、都道府県・市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握したうえで、必要な効率化を求めていく一方、貸付ニーズに対する効果的な事業運営や貸付・償還に係る各社会福祉協議会の運営努力（成果）をより反映する仕組みの導入も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていく予定。

■ 都道府県別のホームレスの数

| 都道府県名 | 平成28年調査 | | | | 27年調査 | 28-27 増▲減 | (参考) | | |
|-------|---------|-----|-----|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|
| | 男 | 女 | 不明 | 計 | | | 26年調査 | 25年調査 | 24年調査 |
| 北海道 | 28 | 2 | 5 | 35 | 50 | ▲ 15 | 59 | 45 | 71 |
| 青森県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| 岩手県 | 1 | 1 | 0 | 2 | 3 | ▲ 1 | 2 | 3 | 5 |
| 宮城県 | 80 | 7 | 17 | 104 | 117 | ▲ 13 | 122 | 107 | 92 |
| 秋田県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | ▲ 2 | 2 | 7 | 11 |
| 山形県 | 2 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 |
| 福島県 | 20 | 0 | 0 | 20 | 19 | 1 | 14 | 16 | 19 |
| 茨城県 | 32 | 4 | 0 | 36 | 25 | 11 | 37 | 40 | 44 |
| 栃木県 | 28 | 0 | 2 | 30 | 33 | ▲ 3 | 35 | 34 | 48 |
| 群馬県 | 32 | 5 | 1 | 38 | 33 | 5 | 44 | 44 | 62 |
| 埼玉県 | 196 | 3 | 19 | 218 | 265 | ▲ 47 | 301 | 340 | 427 |
| 千葉県 | 223 | 5 | 17 | 245 | 245 | 0 | 285 | 316 | 355 |
| 東京都 | 1,430 | 43 | 0 | 1,473 | 1,498 | ▲ 25 | 1,768 | 2,006 | 2,368 |
| 神奈川県 | 1,058 | 32 | 27 | 1,117 | 1,204 | ▲ 87 | 1,324 | 1,395 | 1,509 |
| 新潟県 | 9 | 0 | 0 | 9 | 10 | ▲ 1 | 11 | 6 | 6 |
| 富山県 | 7 | 0 | 0 | 7 | 8 | ▲ 1 | 11 | 14 | 14 |
| 石川県 | 7 | 0 | 0 | 7 | 2 | 5 | 6 | 8 | 11 |
| 福井県 | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 2 | 3 | 1 |
| 山梨県 | 5 | 0 | 0 | 5 | 7 | ▲ 2 | 13 | 16 | 22 |
| 長野県 | 3 | 1 | 0 | 4 | 2 | 2 | 5 | 5 | 7 |
| 岐阜県 | 8 | 2 | 0 | 10 | 16 | ▲ 6 | 22 | 20 | 25 |
| 静岡県 | 91 | 7 | 10 | 108 | 114 | ▲ 6 | 133 | 160 | 182 |
| 愛知県 | 233 | 10 | 72 | 315 | 367 | ▲ 52 | 380 | 439 | 518 |
| 三重県 | 16 | 1 | 4 | 21 | 18 | 3 | 28 | 32 | 39 |
| 滋賀県 | 1 | 0 | 1 | 2 | 2 | 0 | 4 | 5 | 11 |
| 京都府 | 92 | 7 | 10 | 109 | 96 | 13 | 121 | 157 | 176 |
| 大阪府 | 1,565 | 43 | 3 | 1,611 | 1,657 | ▲ 46 | 1,864 | 2,094 | 2,417 |
| 兵庫県 | 136 | 8 | 7 | 151 | 175 | ▲ 24 | 214 | 215 | 273 |
| 奈良県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 和歌山県 | 12 | 0 | 0 | 12 | 14 | ▲ 2 | 14 | 17 | 21 |
| 鳥取県 | 5 | 0 | 0 | 5 | 2 | 3 | 3 | 2 | 3 |
| 島根県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 岡山県 | 14 | 0 | 1 | 15 | 8 | 7 | 16 | 18 | 24 |
| 広島県 | 47 | 5 | 0 | 52 | 41 | 11 | 65 | 69 | 90 |
| 山口県 | 3 | 0 | 0 | 3 | 4 | ▲ 1 | 4 | 4 | 6 |
| 徳島県 | 2 | 1 | 0 | 3 | 7 | ▲ 4 | 4 | 7 | 4 |
| 香川県 | 5 | 0 | 0 | 5 | 8 | ▲ 3 | 8 | 10 | 16 |
| 愛媛県 | 15 | 0 | 0 | 15 | 18 | ▲ 3 | 23 | 25 | 24 |
| 高知県 | 6 | 0 | 0 | 6 | 5 | 1 | 3 | 4 | 5 |
| 福岡県 | 276 | 17 | 7 | 300 | 294 | 6 | 369 | 354 | 423 |
| 佐賀県 | 9 | 0 | 0 | 9 | 9 | 0 | 9 | 14 | 11 |
| 長崎県 | 4 | 0 | 0 | 4 | 4 | 0 | 5 | 6 | 7 |
| 熊本県 | 22 | 2 | 0 | 24 | 29 | ▲ 5 | 36 | 40 | 49 |
| 大分県 | 9 | 0 | 1 | 10 | 9 | 1 | 14 | 13 | 20 |
| 宮崎県 | 3 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 4 | 4 | 6 |
| 鹿児島県 | 20 | 0 | 0 | 20 | 20 | 0 | 41 | 42 | 41 |
| 沖縄県 | 63 | 4 | 0 | 67 | 94 | ▲ 27 | 81 | 102 | 103 |
| 合計 | 5,821 | 210 | 204 | 6,235 | 6,541 | ▲ 306 | 7,508 | 8,265 | 9,576 |

[参考]消費生活協同組合(生協)の概要について

生協とは

○ 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である(根拠:消費生活協同組合法(昭和23年))。

基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立
(特定の政党のために利用してはならない。)

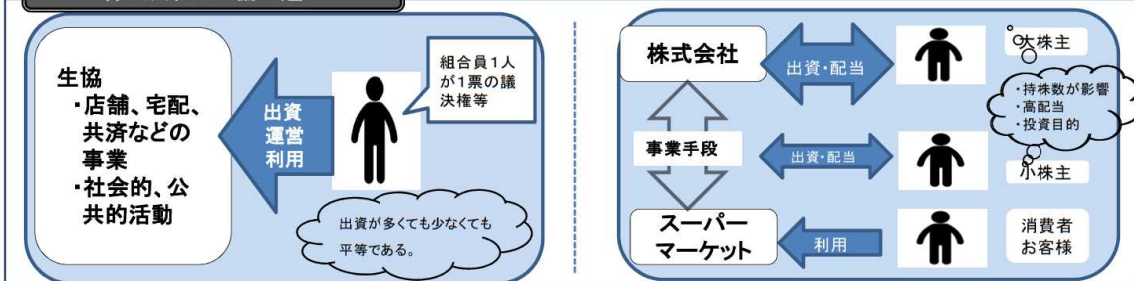
組織・運営



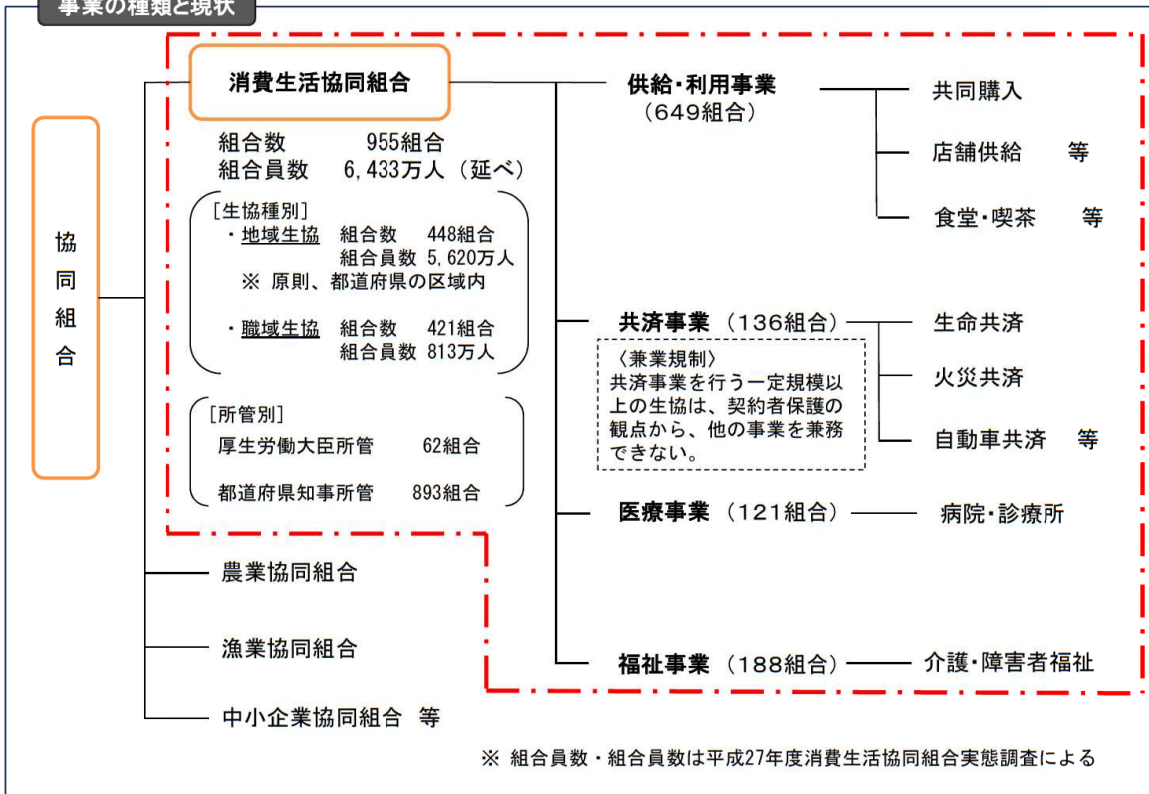
出資

組合員は出資1口以上を有しなければならない。

株式会社と生協の違い



事業の種類と現状



【生協が行う地域共生社会の実現に向けた先駆的な取組事例】

(全世代支援)

「コープ安心システム」

一人のひとを支える総合的な支援システムの構築

「おたがいさま活動」「多世代交流サロン」等の地域活動の構築

実施主体: 社会福祉法人ふれあいコープ (とちぎコープ生活協同組合を母体に2006年設立)

実施地域の概要(栃木県宇都宮市緑が丘地域)

■ 栃木県宇都宮市の概要

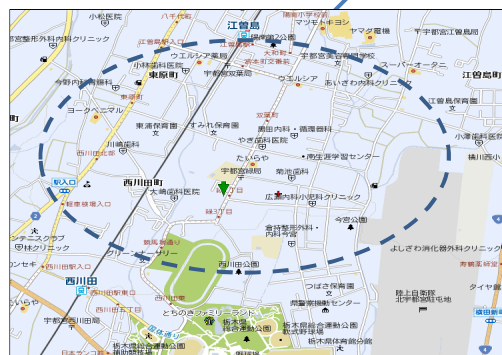
中核市、人口519,819人、220,306世帯、
高齢者数 121,282人(23.3%)、要介護・要支援高齢者数17,633人(15.5%) (B)
高齢者のみ世帯率20%(H27予測)、持ち家率91.9%
※生協組合員数 72,130人、世帯加入率 31.7%

■ 紹介する地域: 宇都宮市南西部(緑・陽光地域)で事業展開

地域人口19,753人、8,945世帯、男9,702人女10,051人、
高齢者数5,715人(29.0%) (A)
※生協組合員数 2,835人、※宇都宮市の組織率で推計
※要介護・要支援者数の推計 (A)5,715人 × (B)15.5% = 886人

【地域の特徴】

宇都宮市の住宅団地開発の初期に開発された住宅団地で、古い戸建ての住宅地。
住民は、官公庁、富士重工等に勤務している方が多い。
自治会の活動は活発で住民の協働力も高い。
エリア内に二つの小学校、県営の公園、スポーツ施設がある。
一定の商業集積もあり、古い住宅団地として落ち着いたある反面、高齢化が進んでおり、一人暮らしの高齢者も他の地域より多い。



地域における総合的支援システム「コープ安心システム」について

■ 「コープ安心システム」について

地域包括ケアを目指して、住み慣れた地域で最後まで暮らし続けていくことをサポートするシステムを目指し、2015年度より着手。

①「安心ケアシステム」、②「安心支援システム」、③「10の基本介護」の3本柱で構成。

ふれあいコープの各事業所で、地域の組合員、住民、諸団体と協働して実践展開を始めています。

■ 「安心システムユナイテッド」について

2015年度に、コープ安心システムについて同じ考え方をもち、生協が母体となって設立した社会福祉法人が集まり、「安心システムユナイテッド」を設立し、全国的な動きとしていくことを目指しています。

① 「安心ケアシステム」とは

介護保険各種事業。特に24時間定期巡回型事業や小規模多機能型事業を核にして、他の地域密着事業などを組み合わせて、住み慣れた自宅で最後まで暮らす事をサポートする。

【ふれあいコープ各サービス利用者数】※ 2016年10月実績

- | | | | |
|---------------|-------|------|----------------------------|
| ○ 特別養護老人ホーム | 定員 | 99人 | ※全ユニット個室 |
| ○ 居宅介護支援 | 利用者数 | 676人 | ※月(提供ケアプラン数) |
| ○ 短期入所 | 定員 | 30人 | ※891回/月利用者数 |
| ○ 定期巡回型訪問介護看護 | 利用者数 | 16人 | ※訪問回数1,693回/月 |
| ○ 小規模多機能 | 登録利用者 | 24人 | ※訪問回数240回/週、泊15人/週、通い84名/週 |
| ○ 通所介護(大、通、小) | 利用者数 | 405人 | ※10月利用回数 3,649回 |
| ○ 訪問介護 | 利用者数 | 400人 | ※月サービス提供時間 4876時間 |

② 「安心支援システム」とは

介護保険事業外。地域の様々な人々と協力して、安心して暮らしていく上で必要な様々な支援活動（「見守り」「買い物支援」「食事宅配」「茶飲み場」等）を作り上げていくこと。

高齢者に限らず、障害者、子ども、ひとり親、ひきこもりの人なども含め支援を必要としている人を対象に、多彩な支援活動を広げる。

【各サービス利用者数（緑ヶ丘・陽光地域）】

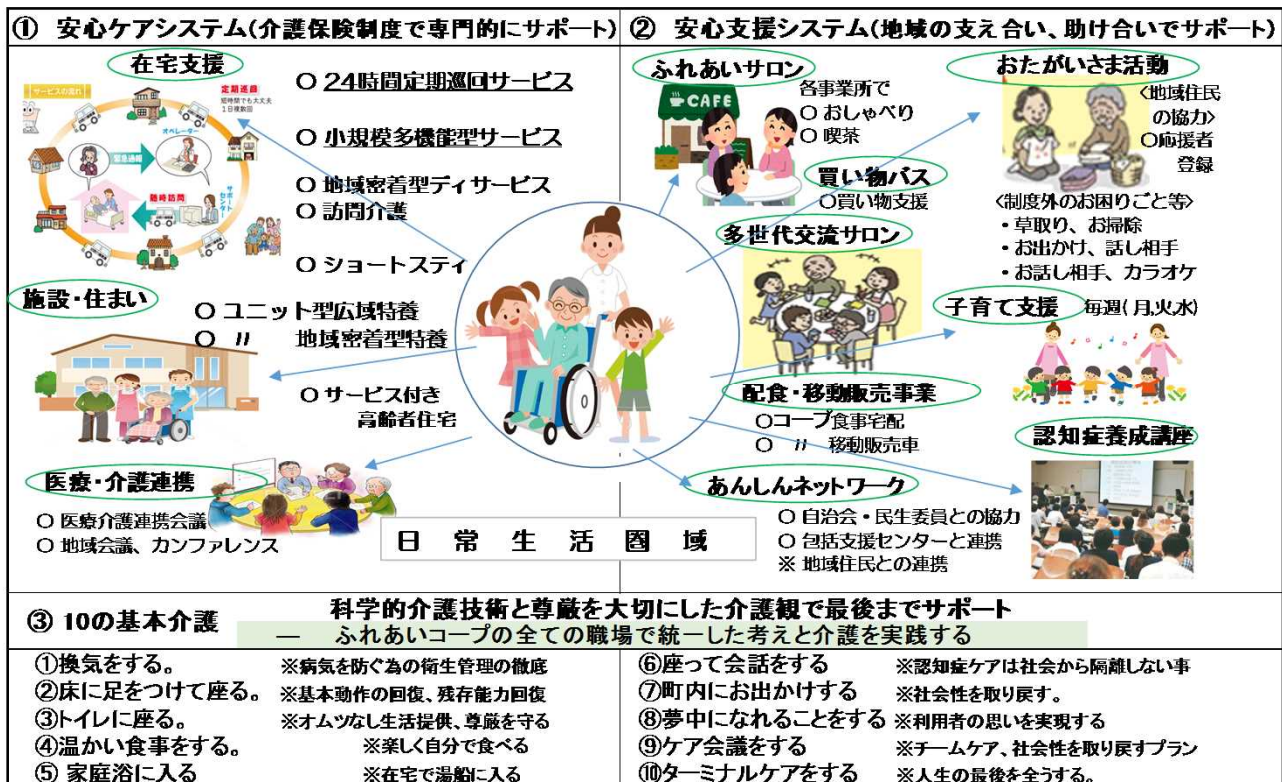
- 一人暮らし高齢宅草取り・剪定等・・・833時間
- 家事・見守り・買い物支援・・・1089時間
- 子育て・保育・入院時のお世話・・・273時間
- ゴミ運搬、大工、片づけ等・・・109時間
- 話し相手、犬の散歩、植木の水やり・・・35時間
- 食事宅配・・・・・・・・生協の配食事業利用者 約200人
- 居場所づくり・・・・・・・・多世代交流サロン毎週(土)15人～20人、高齢者サロン2か所 週30人
- 子育て支援・・・・・・・・週3日(月)(火)(水)無料、子育て中のお母さんと子どもたち 5～10家族/週
- 子どもたちの学習支援・・・・・・・・夏休み等を利用し15～20人（2016年度）
- 働く場づくり・・・・・・・・障害者6名、65歳以上72名就労 ※ユニバーサル就労担当配置が今後の課題
- 認知症サポーター養成講座等・・・・・・・・参加者 477人 ※2015年度累計

※このほか「おたがいさま活動」では(次頁参照)、約9割が高齢者への支援となっています。また、同居でも、日中高齢者のみとなり、家族からの依頼で見守りの応援に入る事もあります。一人暮らしの高齢者の家では、部屋がものであふれ大掛かりな片づけもあります。最近では、通院、買い物などの付添も増えています。

③ 「コープ10の基本介護」とは（下図参照）

人間が持っている残存能力を高め、科学的に検証された介護技術を10段階でまとめたコープのオリジナルケアの考え方と技術。家庭や地域で介護活用できるよう普及していく。

コープ安心システム（関係図）



有償ボランティア活動「おたがいさま活動」について

■「おたがいさま活動」について

2014年5月に、地域の中の助け合い活動=「おたがいさま活動」を立ち上げ。

【「おたがいさま活動」の趣旨】

地域の中で「困っている方」と「役に立ちたい、応援したい」方をつなぎ、両者にとって互いに満足できる活動を作り、地域福祉貢献活動の一助としていくこと。

【「おたがいさま活動」の特徴】

介護保険事業ではカバーできないことは様々にあります。縦割りの各制度の中でどこに相談したらよいかかわからず、どこに相談しても対応に至らないケースもたくさんある。そのようなケースが、「おたがいさま」の依頼ごととして増加しています。ソーシャルワークに近い活動を依頼されるため、コーディネーターは専門的な研修を受けながら対応しています。

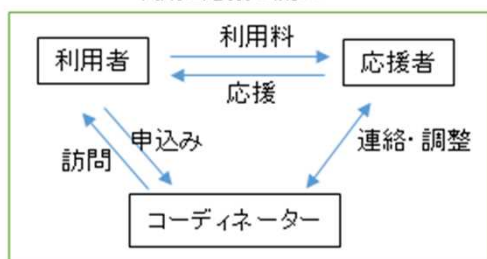
【取組状況】

地域の多くの方々の参加を呼びかけ、地域の元気な高齢者、引きこもりだった青年、主婦の方々など様々な方々が趣旨に賛同し、地域の中で自発的な助け合い活動として広がっている。

既存の制度ではカバーできない様々な、日常の“困りごと”や“願い”（草取り、剪定、買い物、見守り、お出かけ、カラオケ等）を解決・実現しています。

2016年度の応援時間は年間2000時間を超え、応援者も100人を超える見通しです。

<利用と応援の流れ>



| 2016年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 前年比 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|--------|
| 利用者数 | 28 | 27 | 30 | 33 | 30 | 34 | 45 | 138.0% |
| | 28 | 55 | 85 | 118 | 148 | 182 | 227 | |
| 応援件数 | 29 | 29 | 32 | 35 | 30 | 38 | 45 | 130.8% |
| | 29 | 58 | 90 | 125 | 155 | 193 | 238 | |
| 応援時間 | 164 | 175 | 181 | 211 | 117 | 210 | 220 | 137.2% |
| | 164 | 339 | 520 | 731 | 848 | 1,058 | 1,277 | |
| 応援人数 | 94 | 94 | 92 | 92 | 64 | 106 | 117 | 134.7% |
| | 94 | 188 | 280 | 372 | 436 | 542 | 659 | |
| 応援者数 | 7 | 2 | 3 | 0 | 0 | 3 | 5 | 172.0% |
| | 84 | 86 | 89 | 89 | 89 | 92 | 97 | |

■おたがいさま 利用・応援にあたって(料金等のお約束ごと)

○利用者＝困っている人、利用したい人、どなたでも利用できます

入会金、会費なし、利用料 午前9時～午後5時 1時間 800円(内200円運営費)

1時間以上の応援から引き受け、以後30分単位で対応、交通費 実費支払

○応援者＝役に立ちたい人、応援したい人、できることで応援します

入会金、会費なし、資格なし、応援者登録料200円＝会員証を発行のため

応援料 午前9時～午後5時 1時間 600円、時間外 1時間 800円、交通費 実費受取

多世代交流型サロン「ふれあいサロン」について

■宇都宮大学の学生と協力した多世代交流型サロン「ふれあいサロン」について

【「ふれあいサロン」について】

- ・多世代型交流サロンとして特別養護老人ホームに併設。

【「ふれあいサロン」の趣旨】

- ・「失われてきている地域のコミュニティー」を活性化するための活動として、地域の中で世代を超えた“助け合い、協同づくり”を地域の中で推進すること。
- ・お年寄りのみならず、子供たち、障がい者、地域住民全体を対象にして、気楽に集える場所を作る。



【「ふれあいサロン」の取組状況】

- 地域のボランティア、宇都宮大学の学生、おたがいさまの活動のメンバーで実施しています。
- 毎週土曜日（13時～15時）に開催。
- 利用者は、近隣にお住まいの様々な世代の人たち。
子供たちからお年寄りまで1回あたり25人～30人程度。楽しみに参加されています。
- 参加費は一人あたり100円。
- 手作りのおやつとお茶、コーヒー、お菓子等で楽しい交流の時間を過ごされます。
折り紙、手作り工芸、ゲーム、麻雀など、それぞれ自由気ままに楽しんでいます。
- 「ふれあいサロン」への参加で、子供たちとお年寄りの交流が自然に生まれています。
- また、障害を持っている方なども参加され、毎週のおしゃべりや子供たちとの触れ合いを楽しみにされています。

生協組合員と協働した地域福祉活動の取り組み等について

■ 社会福祉法人ふれあいコープ設立の経過

- ふれあいコープは、とちぎコープ生活協同組合を母体として、2006年に設立。
- 最期まで支援していく上で、入所施設事業にも取り組むことを決め、組合員の理解と支援を受けて「社会福祉法人ふれあいコープ」を設立。（※特別養護老人ホーム建設にあたっては、約1万人の組合員等の方々から6500万円を超える募金がありました。）
- その後も、組合員・地域住民の協力によって、利用者・ご家族の要望に沿った福祉事業を一つ一つ広げてきています。生協が作った社会福祉法人として、地域の中で、多くの組合員・住民の支持を受けており、信頼関係を維持しつつ、住みよいまちづくりの視点で、組合員等のニーズに沿った事業展開を進めてきています。

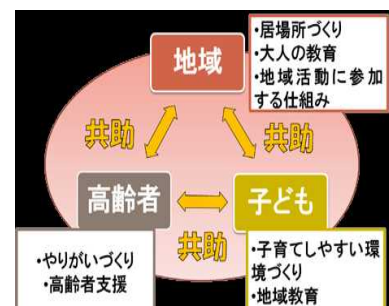
■ 認知症サポーター養成講座、サロン等の取り組み

- この間、ふれあいコープととちぎコープが共同で認知症サポーター養成講座を行っています。2014年度は交流会含め7回開催で827名、2015年度は9回で477名の方が参加し、2016年度はその活動をベースにオレンジビレッジやサロンの活動につながって来ています。
- 一人暮らしの方を対象に食事会=ふれあいサロンを開催し、普段外に出ない一人暮らしの高齢者の方におしゃべりとお食事の場を提供しました。地域の組合員の協力も頂き、手作りの料理を囲んでおしゃべりをする場は大変喜ばれ、毎回楽しみにされています。特に、鍋料理は鍋を囲んで話が弾み一人暮らしの方にとっては大変喜ばれました。

取り組みの状況と活動を今後発展させていく上での課題等

■ 地域ニーズの把握方法、今後の展開等について

- 2013年度より、地域福祉研究会(宇都宮大学、地域諸団体、自治会、民生委員、地域包括支援センター、とちぎコープ、ふれあいコープで構成)を開催しています。
- 生活圏域においてどのようなニーズがあるかの調査研究を実施。調査に当たっては、地域の自治会や老人会、小学校に協力を依頼し、アンケートを実施しました。
- アンケート結果を分析し、ニーズに基づく計画を策定しました。
- また、地域政策づくりの観点から、地域全体の問題にも焦点をあて、住みよい地域づくりの視点も整理しました。
- 計画の実施に当たっては、具体的方針を別途策定し、実践に反映しています。
- 計画の進行状況を報告し、ニーズの再検証を行い、計画の補強をするサイクルを構築しています。



■取り組みを他の地域に広げていく、行政、他団体との連携が必要

- ・現在は、地域福祉研究会を核として、調査→分析→仮説→実施→検証に取り組んでいます。
- ・検証された政策は、他の事業所等でも具体的方針とし、組織の方針として推進しています。
- ・この宇都宮での取り組みを、ふれあいコープ全体（栃木全体）の方針に横展開してきています。
- ・今後、行政や地域包括支援センターとの連携を作り出していく事が大切と考えます。
- ・現状は、限られた地域の中での実践であり、公的機関等の中でも検証され、オーソライズされていく事が重要と考えます。そのためには、研究会の成果のまとめと報告会などを行い、行政や他の医療・福祉関係団体の参加も得て、他のエリア等に普及発展させていく事が重要と考えています。

■地域の中での医療連携を作り上げていく事がますます重要

- ・病院から地域に戻ってくる高齢者が安心して暮らしていく為に地域の中での医療と福祉の連携は必須です。地域にある医療機関との日常的な連携体制を作っていく事が重要です。現在は、24時間定期巡回の中で医療連携会議が進められています。地域の開業医の方、地域包括支援センター、関係ケアマネジャーの方々が参加しています。更に、医療生協さんとの協力体制作りをすすめ、地域の中での日常的な協力体制を作り出すことが課題です。

■高齢者の住まい対策、24時間定期巡回の推進とサ高住の設置運営

- ・一人暮らしの高齢者を日常的に支える事業として、サービス付き高齢者住宅を特養の隣に配置して、最後まで暮らしていけるようサポートしていく事も重要と考えます。24時間定期巡回事業と結びつけて、日常的支援を行うこと、また、特養が近くにあることで看取りのできる住まいづくりを進めていく事も地域の中での課題となっています。

■ユニバーサル就労による 様々な“担い手づくり”

- ・地域にいる元気な高齢者、障害者、働いたことの無い方など、「働きたいけど働く事が困難な方」に、働く場所を作っていく事、働くための条件整備を進めていく事も課題です。
- ・現在は、ユニバーサル就労担当を配置し、研究段階です。今後は、事業計画の中に位置付けて、具体化していく事を進めています。

■事業を継続発展させていく上での基盤整備

- ・社会福祉法人ふれあいコープの「こーぷ 安心システム」の活動を継続発展させていくためには、①事業の安定的な運営、②基盤となる活動拠点、③人材の養成・確保が必要となってきます。
 - ・行政等の理解を広げ、関係団体と連携を行い、ボランティア人材の養成や確保を継続的に進めていく事が重要です。また、公的な建物の中に「おたがいさま活動」や「多世代交流サロン」の拠点の確保などを行っていくことにより、安定化を図ることが出来ると考えます。
- ※具体的には、地域に密着した事業所の配置と拡大（小規模多機能のランチ、地域支援事業、24時間定期巡回の拡大、サービス付き高齢者住宅の配置等）を進めていくと同時に、それぞれの場所に気軽に集まれるスペースを確保し、地域状況に合った「サロン」を広げていく事が重要です。
- ※ボランティアの育成の取り組みを行い、計画的にボランティア活動に参加する人材を作っていく事も基盤整備として欠かせない取り組みとなると考えています。生協の組合員活動の中で、安心システムを位置付けていく事は今後有効な手立てになるのではないかと考えています。

■この間の事業・活動等によって得られたもの・・・

- ・持続可能な福祉諸制度、社会保障制度を補完する仕組みとして、「安心システム=地域包括ケアの仕組み」を確立していくことの有効性を確信しました。
- ・地域に存在する社会資源を活用して、それを地域の実情に合わせて結び付け、コーディネートして、現代に必要となっている地域コミュニティづくりを進めていくことが、福祉事業のみならず社会的課題となっています。当法人の実践を、周りに広げていきたいと思えます。

社会福祉法人ふれあいコープ（2006年 とちぎコープが母体となって設立）

〒321-0165

栃木県宇都宮市緑5丁目13番6号

TEL 028-616-6500 FAX 028-645-8385 / URL t-sakiya@fureai-coop.or.jp

2016年12月14日

報道各位

日本協同組合連絡協議会（JJC）

協同組合がユネスコの「無形文化遺産」に
～世界 100 か国以上に 10 億人の組合員～

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は 11 月 30 日、エチオピアのアディスアベバで開催された無形文化遺産保護条約第 11 回政府間委員会において、「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」のユネスコ無形文化遺産への登録を決定しました。

決定にあたって同委員会は、協同組合を「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」としています。

協同組合は、人々の自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的としています。

19 世紀に英国やドイツなど各国で生まれた協同組合の思想と実践は、全世界に広がり、現在は、世界 100 か国以上で 10 億人の組合員が協同組合に参加しています。

日本においても、農村社会の助け合いをその先駆けとしながら、20 世紀から協同組合は大きな発展を遂げ、現在、協同組合の組合員は 6500 万人¹となり、さまざまな事業・活動を通じて、組合員の生活や仕事の向上、地域社会の発展に役割を果たし、よりよい社会づくりに貢献しています。

¹ 1 人の組合員が複数の協同組合に所属している場合はその数を計上しています。

今回の登録は、全世界で展開されている協同組合の思想と実践が、人類の大切な財産であり、これを受け継ぎ発展させていくことが求められていることを、国際社会が評価したものと考えています。

農林漁業協同組合、生活協同組合、労働者協同組合、労働金庫など国内の多様な協同組合組織で構成される「日本協同組合連絡協議会（JJC）」は、今回の登録を、喜びを持って受け止めるとともに、今後も世界の協同組合の仲間と連帯しながら、日本において協同組合の思想と実践をさらに発展させ、よりよい社会づくりに貢献していく所存です。

<ユネスコ「無形文化遺産」について>

無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）は、無形文化遺産の保護や無形文化遺産の重要性に関する意識を高めること等を目的として、2003 年 10 月のユネスコ総会において採択され、2006 年 4 月に効力発生の条件となっていた 30 か国の条約締結により発効した条約です（日本は 2004 年 6 月に世界 3 番目に条約を締結しました）。

ここで「無形文化遺産」は、「世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するもの」とされています。

この条約は、ユネスコにおいて「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」や「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（緊急保護一覧表）」を作成することなどを定めています。

今回ドイツからの申請に基づき登録が決まった「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」は、前者の「代表一覧表」に登録されます（2013 年に日本からの申請に基づき登録された「和食」もこの代表一覧表に登録されています）。

※ 日本協同組合連絡協議会（JJC）は、生活協同組合、労働者協同組合、農林漁業協同組合等、わが国の各種協同組合運動相互の連携、共通問題の解決、わが国協同組合運動と海外協同組合運動の連携等を図ることを目的に、1956年に設立された協議会です。国際協同組合同盟（ICA）に加盟する協同組合組織 15 団体で構成されています。

※ 国際協同組合同盟（ICA）とは、世界の協同組合の連合組織で、世界最大の非政府組織（NGO）です。1895年にロンドンで設立され、現在 103 カ国 298 組織が加盟、傘下組合員は約 10 億人に上ります（本部：ブリュッセル）。

○添付資料：

（参考）「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」
ユネスコ無形文化遺産登録にあたっての申請書抄訳（JJC 作成）

—本資料に関する問合せ先—

日本協同組合連絡協議会（JJC）事務局（JC 総研 協同組合研究部内）

担当：前田 / 電話：03-6280-7293

（参考）

「共通の利益の実現のために協同組合を組織するという思想と実践」
ユネスコ無形文化遺産登録にあたっての申請書抄訳（JJC 作成）

協同組合は、組合員が自発的な意思により全員の利益のために協働する、地域社会に根ざした組織である。定款で定められている協同組合の目的は、社会的、文化的、経済的利益に役立つ。信頼や信用、自助、自己責任、自己統治の原則が、すべての協同組合の基本的な基礎を形作っている。これらは民主主義の原則に基づいており、全般的な生活状況の改善への貢献を目的としている。

協同組合は共通の利益の認識と統合を可能とし、それゆえに地域社会を創り上げる実践である。これは協同組合のもっとも重要な文化的資産である。なぜなら、こうした市民の能力は、社会の社会的・環境的課題に対する新たな考えや実効性ある解決策への重要な貢献であるからである。協同組合は多様な社会的サービスを提供する。つまり協同組合は前向きな変化を促進し、地域社会の諸課題の克服に貢献している。

協同組合の思想と実践は、あらゆる面において、現存する国際的な人権に関する法律文書に適合している。一般的に、協同組合は政治的・宗教的な関係はなく、あらゆる社会的バックグラウンドの組合員を迎え入れている。協同組合の仕組みは、共通の目的を実現するために共同所有者となった個人間の相互理解を促進している。協同組合の原則は、社会的・文化的・経済的、また解放のための発展を促進する。

今回の無形文化遺産への登録は、無形文化遺産の新たな側面を示すだろう。

協同組合は世界中に広がっており、今回の登録は地球規模で協同組合の思想と実践を強化するだろう。

協同組合は、すべての人が共同所有者になることを通じて社会的・文化的・経済的なプロセスに参加する機会を提供する。通常すべての組合員は、平等の権利を持ち、協同組合の総会で同数の議決権を持つ。このことは、考え方や意見の多様性への尊重を保証する。協同組合は組合員に対して開かれた参加型の環境の創造を目指す。このことは、人間の潜在能力を引き出し、創造性を育てる。協同組合は、高齢者の・高齢者のための、人生における自己決定、再生可能エネルギーの拡大、市街地の再生など、社会的課題に対処するための新たな取り組みや考えを進んで取り入れる。協同組合の中には、芸術・文化・創造の振興に力を入れている協同組合もある。例えば、メディア協同組合は独立したメディアによる報道を保証している。協同組合は世界 100 か国以上に存在する。このことは、協同組合の概念が、そのダイナミックな構造により、異なる国や文化で適用可能であるということを証明している。

平成29年度予算案の概要

社会・援護局地域福祉課

| 事 項 | 平成28年度 予 算 額 千円 | 平成29年度 予 算 案 千円 | 差 引 増 △ 減 額 千円 | 備 考 |
|---|---|---|---------------------------------|---|
| 1 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築 (1) 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進【一部新規】 | 500,000 | 2,000,000 | 1,500,000 | ○住民に身近な圏域で、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけや複合的な課題、世帯の課題を「丸ごと」受け止める場を設けることにより住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築する。 また、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制を構築する。 |
| (2) ひきこもり対策の推進 | 生活困窮者自立支援制度に係る補助金 183億円の内数 | 生活困窮者自立支援制度に係る補助金 183億円の内数 | — | |
| (3) 寄り添い型相談支援事業の実施 | 750,000 | 750,000 | 0 | |
| 2 生活困窮者自立支援制度の着実な推進【一部新規】 (< 必須事業 > ・ 自立相談支援事業 ・ 住居確保給付金 (・ 被保護者就労支援事業(保護課所管)) < 任意事業 > ・ 就労準備支援事業 ・ 一時生活支援事業 ・ 家計相談支援事業 ・ 子どもの学習支援事業 ・ その他事業 (・ 被保護者就労準備支援事業(保護課所管)) | 生活困窮者自立支援制度関連経費 400億円の内数 (内訳) ・ 生活困窮者自立支援制度に係る負担金 218億円の内数 ・ 生活困窮者自立支援制度に係る補助金 183億円の内数 | 生活困窮者自立支援制度関連経費 400億円の内数 (内訳) ・ 生活困窮者自立支援制度に係る負担金 218億円の内数 ・ 生活困窮者自立支援制度に係る補助金 183億円の内数 | — | ○生活困窮者自立支援法に係る必須事業及び任意事業について、その実施に必要な額を確保するとともに、以下の事業を実施・拡充する。 【新規・拡充事項】 ・ 子どもの学習支援事業の推進【一部新規】 35億円 生活困窮世帯の子どもを支援するため、学校や教育委員会等との定期的な情報共有、関係の構築等により、教育機関との連携強化を図るなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。 ・ 生活困窮者等の就労準備支援の充実【新規】 5.1億円 (うち、困窮分1.2億円) 複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者等に対し、障害者等に対する就労支援のノウハウの活用による専門的な支援を通じて、就労・定着の促進を図る。 ・ 居住支援の取組強化【新規】 2.5億円 生活困窮者が直面している賃貸住宅の入居・居住に係る困難な課題を解決するため、物件探し等の個別支援、保証・見守りサービスの情報収集、家賃保証や緊急連絡先の引受けを行う社会福祉法人等の受け皿開拓など、オーダーメイドの居住支援コーディネートを行う。 |
| 3 地方改善事業 (1) 地方改善事業費 (2) 地方改善施設整備費 | 4,081,995 3,582,278 499,717 | 4,028,734 3,578,988 449,746 | ▲ 53,261 ▲ 3,290 ▲ 49,971 | |
| 4 全国社会福祉協議会活動の推進【一部新規】 | 165,789 | 178,185 | 12,396 | ○民生委員制度100周年を踏まえた民生委員制度普及啓発経費の増 |
| 5 東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた支援 (1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進 | 0 | 751,871 | 751,871 | ○被災者が、応急仮設住宅への転居など生活環境の変化の中で、安心した日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの再構築を着実に支援する。 |
| (2) 熊本地震の被災者に対する見守り・相談支援等の推進【新規】 | 0 | 751,871 | 751,871 | |
| 6 その他(本省費等) | 205,120 | 136,028 | ▲ 69,092 | < 主な事項 > ・ 生活困窮者自立支援制度を担う人材養成研修事業 59,419千円 ・ 生活困窮者自立支援制度統計システム保守運用経費 26,092千円 ・ ホームレス全国実態調査(概数調査)経費 11,504千円 等 ○単年度限りの経費の減 ・ 5年に1回のホームレス全国実態調査(生活実態調査)経費 (▲43,236千円) ・ 3年に1回の民生委員一斉改選経費(▲26,371千円) |
| 合 計 | 5,702,904 | 8,596,689 | 2,893,785 | |

※内数表記のものは、合計には含めていない。